

東日本大震災に係る復興推進の取組方針について

平成 23 年 6 月 1 日
災 害 対 策 本 部

1 取組方針の策定趣旨

東日本大震災に係る対応については、これまで、盛岡市災害対策本部を中心として、ライフライン復旧による安全・安心な市民生活の回復や、全国各地からのご支援をいただき被災地への緊急支援物資の供給、避難者の受け入れなどを行ってきたが、引き続き被災地の支援需要に応じた対応を行う必要がある。

このような中、現在、被災地においては、緊急的な復旧期から復興期に移行しつつあることから、市として支援体制の強化が求められている。

また、県内経済活動も深刻な影響を受けていることから、県都盛岡市として、被災地の復興支援を行うとともに、市内の経済活動の回復について総合的かつ体系的な対応を行う必要がある。

そのため、被災者・被災地の支援体制の強化と、市内の経済活動の回復に向けた取組みに係る方針を策定するものである。

2 東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針

… 資 料

※参考資料 東日本大震災に係る市の被害状況及び対応について
東日本大震災にかかる被災者支援について【抜粋版】
東日本大震災被災者支援・復興推進支援【ガイドブック】

東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針

—私たちの未来は被災地とともに—

平成 23 年 6 月 1 日

盛 岡 市

1 復興推進にあたって

東日本大震災から 80 日余りが経過しました。内陸部に住む私たち市民も、街を丸々飲み込んでしまった津波の脅威に震え、大切な親類や友人たちを失い、心を痛め、そして、私たちが愛し、親しんだ美しい海辺の風景が失われたことに深い悲しみを覚えています。

被災地では、まだ多くの方々が避難所生活を余儀なくされている一方で、ライフライン・生産基盤の復旧や民間企業の稼働再開など復興に向けた動きが少しずつ見え始めてきています。

今後、住民の一人ひとり、企業の一つひとつが自立に向けて歩みを進めていくにあたっては、それぞれが抱えているさまざまな問題・課題に対し、きめ細やかな支援が必要になってきます。

しかし、本来であれば住民・企業を支援する役割を担うはずである役所・役場自体が被災し、行政機能が損なわれ、現段階ではきめ細やかな行政サービスを提供することが困難な状況になっています。

地震の直接的な被害が比較的軽微であった内陸部にも、物流面の混乱、原材料・部品調達難、消費者の自粛ムードなど様々な形で間接的な被害が及んでおり、県経済全体が大きな打撃を受けました。

しかし、私たちはライフラインの復旧や物流の回復など時間の経過とともに元気を取り戻し、現在は全国からのご支援をいただきながら、大きな被害を受けた被災地への物資の提供、職員の派遣、一時避難者の受入れや住宅の確保など緊急的な支援を行っております。こうした取組みは今後も継続していく必要があります。

このたびの震災により被災地域の経済活動が停滞したり、物流が滞ることで生じた物不足を始めとした日常生活の不便は、私たちに、ライフスタイルの見直しを求め、また、私たちが生きる社会は各地域、各産業が相互に支え合いながら成り立っていることをあらためて思い知らせることとなりました。また、市内の観光業界では、風評被害により観光客の減少という影響が表れています。

このように人、モノ、情報が地域を越えてつながり合うネットワーク型の社会・経済が私たちの暮らしを支えており、被災地を支援することは、私たち自身の生活を安定させ、同時に私たち盛岡市が元気になることが被災地の復興につながっていきます。

さらに、盛岡市と沿岸市町村は古くから各街道で連絡され、経済的・文化的そして人的に強い結びつきを築いてきました。この結びつきは、単なるつながりやネットワークを越えた深くそして強い結びつき、「絆」とも言えるものです。

今、絆の一方の相手方である沿岸市町村が壊滅的な打撃を受け、困難を極めています。岩手県の経済の中心であり、人材や資源、情報、交通が集積する盛岡市が、今こそ沿岸地域の復興に大きな役割を果たさなければなりません。県都・盛岡市としてのリーダーシップを発揮し、内陸部を中心とした広域的な絆をさらに強めながら被災地の復興を、全力を挙げて支援し、両地域の絆を将来にわたりしっかりとしたもの育てていくことが、私たちに求められています。

被災地の新しいまちづくりは、長く、険しい道のりになりますが、私たちの未来は、被災地とともにあります。「被災地の復興・発展なくして、盛岡市（民）の発展なし」の想いを一つにし、私たちが今なすべきこと、これからやり続けていくことを、『東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針－私たちの未来は被災地とともに－』としてここにまとめ、盛岡市民の力を結集して、被災地に対し支援を行っていきたいと考えます。

同時に、この想いを、今、被災地で苦難に立ち向かっている皆さまと、10年、20年先の未来に生きる皆さまに向けて、発信します。

「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」

宮沢賢治著『農民芸術概論綱要』より

2 基本的な姿勢

(1) 主役は被災地の住民・企業

被災地の住民や企業自らが、立ち上がり、前へ進もうとする気持ちと行動が最大限に発揮できるよう、被災地の方々のニーズを的確に把握しながら、その時々での復興段階に応じた支援を行います。

(2) 市としての役割・機能の発揮

多くの都市機能が集積し、北東北の交流拠点としての役割を担ってきた優位性を生かすとともに、県都としてのリーダーシップを発揮して、盛岡市としてなすべきこと、なしうることを国・県の支援と整合性を取り効果的に実行します。

(3) 関係団体との連携

盛岡広域市町村、全国・県市長会及び中核市市長会などの関係団体と連携をとり、復興支援を効果的に実行します。

(4) 市民・民間との協働

行政が責任を持って、あるいはリードして担うべき分野については行政が対応し、機動力やニーズへの柔軟な対応などNPO、企業、各種団体が特性を活かすことで有効な支援が提供できると認められる分野については、積極的に市民・民間と協働を図るこ

ととします。すでに市民・民間が行動を始めている分野についても、その活動を後押しする積極的な支援を行います。

3 取組項目

取組項目ごとにニーズを把握し、速やかに事業化を図ります。

【支援の第1段階】

(1) 緊急的・補完的支援

国や県の実施する救援活動を補完し、被災者の方々への生活支援や被災地の復旧など緊急的な支援を引き続き行います。

- ① 一時避難所への受入れ・健康管理
- ② 市立病院での診療
- ③ 被災就学児童生徒の受入れ
- ④ 市営住宅等への一時的入居の支援
- ⑤ 物資支援
- ⑥ 職員派遣（避難所運営・応急給水・水道復旧・健康相談等）
- ⑦ 被災関係の相談窓口の設置
- ⑧ 被災された方のご遺体の火葬

【支援の第2段階】

(2) 中長期的・個別的・独自の支援

盛岡市において生活・事業の再建に取り組む避難者・企業に対し、個々の課題に即したきめ細やかな支援を行います。

ア 避難者の生活支援

- ① 雇用の確保
- ② 情報提供・生活相談
- ③ 避難者を対象としたイベントへの招待、観光地への案内などのリフレッシュ対策

イ 企業の移転受入・支援

- ① 事業用地などの確保・提供
- ② 再建に向けた情報提供・経営相談

(3) 中長期的・広域的・協調的支援

被災地の復興に向けた活動を後押しし、また、市の経済活動に活気を与える取組みを、近隣市町村と協力しながら行います。

ア 被災地復興の後方支援

- ① ボランティア拠点施設の設置・運営
- ② 復興推進のための職員派遣
- ③ がれき処理支援
- ④ 盛岡広域市町村が連携して取り組む被災地応援キャンペーン
- ⑤ 既存イベントに「がんばろう岩手」の冠を付すなど応援イベントの実施

- ⑥ 復興支援のための新規イベントの実施
- ⑦ 岩手県産品の購入促進
- ⑧ 義援金の募集

イ 経済の牽引

- ① 観光客呼び込みの PR や観光地づくりなどの観光振興～盛岡・八幡平広域観光圏、平泉世界文化遺産登録等によるキャンペーンなど
- ② 被災地企業との取引の奨励
- ③ 風評被害対策
- ④ 地場産品の販売促進
- ⑤ 緊急雇用創出事業の実施

4 情報の発信

この方針のもとに行われる支援活動の関連情報を報道機関への情報提供やホームページなどを通して、随時、効果的に発信します。

5 取組期間

平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間とします。

6 推進体制

(1) 市の体制

この取組を着実に、スピード感を持って進めるため、災害対策本部内に復興推進部を設置しました。

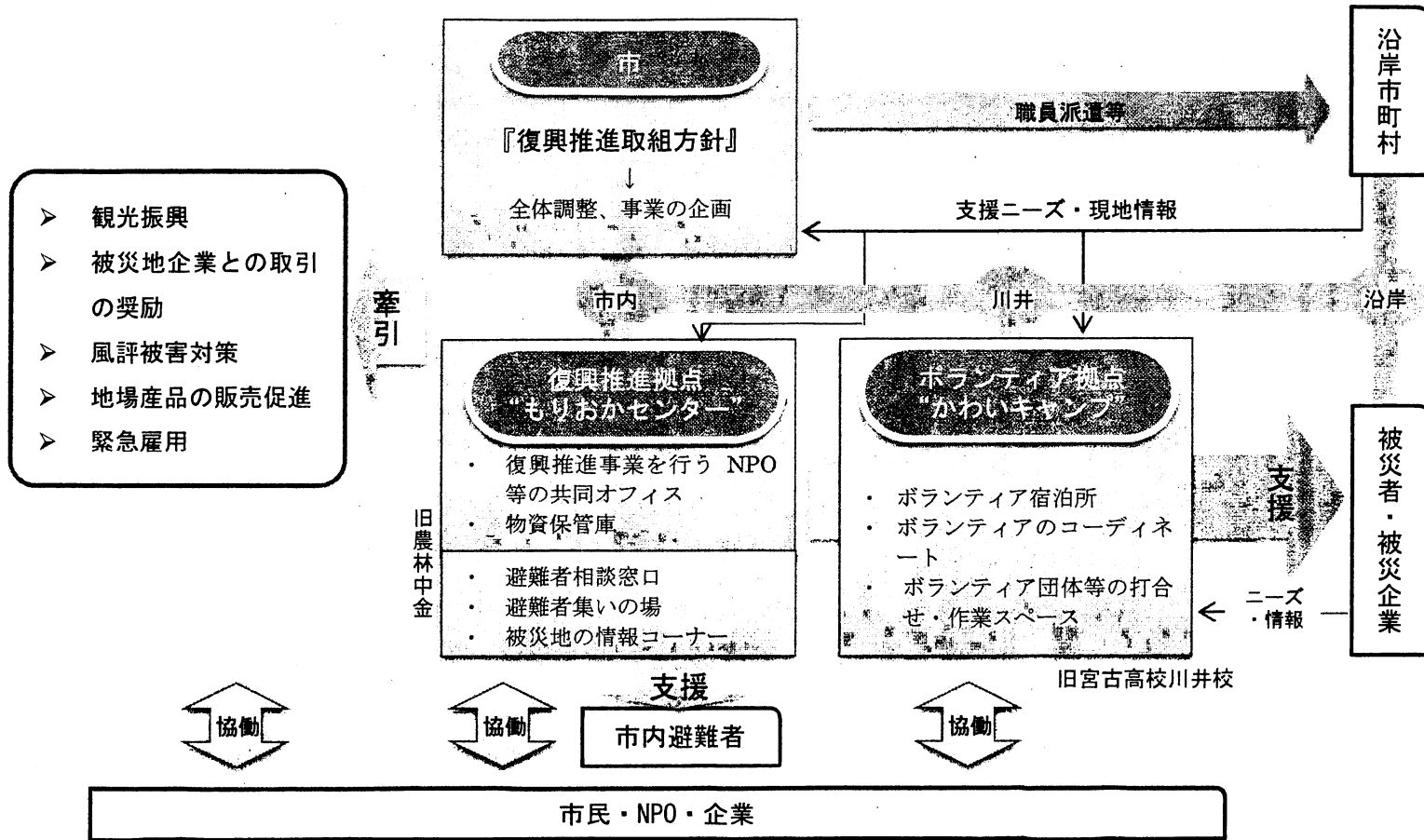
(2) 外部アドバイザーからの提言

外部アドバイザーを委嘱し、行政とは別の視点で意見、提言をいただきます。

『元気を広げる』盛岡市復興推進プロジェクト

牽引する力

支える手



東日本大震災に係る市の被害状況及び対応について

1 被害の状況

(1) 人的被害

日付	救急搬送人数	備 考
3月11日	5名	ブロック塀が倒れたことによる負傷等（いずれも軽症）
4月7日	5名	転倒による負傷等（いずれも軽症）

また、沿岸地方を襲った津波により、5月26日現在、盛岡市内に住所を有する17名の方の死亡が確認されている。

(2) 火災の発生状況

発生日時	焼損程度	原因
3月11日20時58分	牛舎1棟全焼	地震により薪ストーブに薪が崩れ、接触着火したもの（負傷者1名）
3月12日6時10分	共同住宅1棟半焼	ろうそくを倒したもの（負傷者2名）

(3) 停電の状況

日付	停電状況
3月11日	市内全域で停電
3月12日	神明町、紺屋町より復旧し始めるが、多くは停電中
3月14日	市中心部から徐々に復旧
3月15日	市内ほぼ復旧
4月7日	地震後、市内全域で停電
4月8日	17時に復旧

(4) 断水状況

日付	断水状況
3月11日	断水世帯 4,767世帯
3月12日	断水世帯 46,867世帯
3月13日	断水世帯 25,200世帯
3月14日	7時現在で断水解消
4月7日	断水世帯 4,790世帯
4月8日	18時20分に復旧

(5) ガスの状況

都市ガスについては、3月11日及び4月7日の地震による供給停止はなかった。

(6) 電話の状況

3月11日の地震では、通話制限によりつながりにくい状況となったほか、12日から13日にかけて長時間の停電によりNTT回線の中継局にある非常電源の容量が低下し、最大で8,400加入線が不通となったが、14日にはほぼ復旧した。

(7) 市有施設の状況

[3月11日の地震]

区 分	被 害 の 状 況
建物施設被害	141 施設で壁、天井等の亀裂や電灯などの落下
道路等被害	19 か所の市道等で亀裂や歩道タイルの剥がれ等
上水道施設被害	9 か所の配水管等破損
下水道施設被害	6 か所の下水道管路等破損
その他の施設被害	2 か所破損（駐車場亀裂、管理地法面崩落）

[4月7日の地震]

区 分	被 害 の 状 況
建物施設被害	28 施設で壁の亀裂等被害が拡大し、16 施設で新たに天井の亀裂等発生
道路等被害	6 か所の市道でマンホール周辺陥没
上水道施設被害	1 か所で铸铁管の空気弁破損
その他の施設被害	1 か所の法面被害が拡大し、新たに3 か所の公園施設破損

(8) 住宅等被害の状況

区 分	被 害 の 状 況
住宅被害	79 棟で建物被害（壁亀裂、屋根破損等）及び19 棟で住宅設備被害（ブロック塀、ホームタンク転倒等）
共同住宅被害	11 棟で建物被害（壁亀裂、雨樋破損等）及び1 棟で住宅設備被害（ボイラー破損）
商業店舗被害	65 店舗で天井、壁等破損
老人福祉施設被害	4 施設で壁、天井、防火戸等破損
その他施設	寺院等3 棟で壁、天井等被害

(9) 農畜産関係被害の状況

区 分	被 害 の 状 況
畜産関係被害	火災により牛舎1棟全焼し、牛4頭焼死
	断水及び飼料不足等により採卵鶏・種鶏4,641羽へい死
	流通不能及び停電による集乳施設不稼働により生乳272,833kg廃棄
農業施設被害	農道1路線で法面崩落
	ため池1か所で法面崩落

2 避難所対応

(1) 避難所の状況

日 付	避難者数	避難所数	日 付	避難者数	避難所数
3月11日	2,300名	50か所	3月16日	264名	11か所
3月12日	4,496名	64か所	3月17日	18名	3か所
3月13日	3,221名	57か所	3月18日	18名	3か所
3月14日	659名	22か所	3月19日	2名	1か所
3月15日	427名	16か所	3月20日	0	0

※ 4月7日の地震では、西部公民館及び河南公民館に計19名の市民が避難した。

(2) 避難所への対応

各避難所へ職員を2名配置し、その運営にあたるとともに、停電に伴う暖房確保のため、災害時応援協定に基づき、レンタル業者から発電機、投光機及びストロープを手配し、必要箇所への配置を、また、備蓄の非常食料、燃料及び毛布を避難所に配布した。

(3) 通勤困難者及び旅行者への対応

地震に伴い、鉄道及びバス等公共交通機関の運行に障害が生じ、通勤者及び旅行者が市内に足止めをされたことから、アイーナ及びマリオスに避難所を開設し、市内の避難者と同様の対応を行った。

また、バス事業者から大型バス8台を借り上げ、盛岡駅西口ロータリーに駐車し、宿泊所とした。

3 沿岸地方被災地への対応

盛岡市内の地震対応のほか、津波により甚大な被害を受けた沿岸地方の被災地に次のとおり支援を行っている。

(1) 沿岸地方被災者の受け入れ

ア 一時避難所での受け入れ

3月12日からふれあいランド岩手へ被災者の受け入れを行い、5月26日現

在では次のとおり行っており、受け入れに当たっては、職員を配置して対応している。

施設名	人数	施設名	人数
ふれあいランド岩手	49名	清温荘	40名
こもれびの宿	25名	恒和荘	3名
愛真館	190名	グループホームほっとくりやがわ	2名
ユートランド姫神	14名	計	323名

イ 一時避難所での健康管理

被災者の健康・心の相談等の健康管理のため、保健師等の職員を配置して対応しているほか、ふれあいランド岩手及び愛真館に、全国市長会の協力により、青森県及び北海道の9市から保健師の派遣を受け、相談にあたっている。

4月3日～5月17日 青森県内の5市から延べ155名

(青森市、弘前市、五所川原市、十和田市及びつがる市)

4月30日～5月16日 北海道内の4市から延べ40名

(室蘭市、岩見沢市、石狩市及び釧路市)

ウ 市立病院での診療状況

被災された患者の受け入れ状況は、5月26日現在で次のとおり。

入院患者数 36名 退院患者数 13名 現在入院患者数 23名

外来患者数 107名

また、被災者のエコノミー症候群等の検査のため、一時避難所や沿岸被災地へ職員を派遣し、往診を実施している。

4月5日、7日、12日、19日、5月10日 愛真館

5月13日 ふれあいランド岩手

エ 被災就学児童生徒の受け入れ

沿岸地方の被災就学児童生徒について、5月26日現在、次のとおり受け入れを行っている。

施設区分	受け入れ施設数	受け入れ者数
市立幼稚園	2園	2名
保育所	5園	8名
市立小学校	32校	118名
市立中学校	13校	38名
市立高校	1校	5名

オ 市営住宅及び雇用促進住宅入居者募集

3月31日から、震災により住宅被害を受け居住できなくなった方を対象に、使用料を免除とした市営住宅及び雇用促進住宅の1次募集を、4月15日からは国家公務員宿舎を加えた2次募集を、5月には国家公務員宿舎8戸及び雇用促進住宅1戸に2次募集の入居未決定住宅を加えた3次募集を行った。

なお、入居に際し、生活に必要な家電製品、生活日用品、食品等を市及び日赤等から提供している。

	市営住宅	雇用促進住宅	国家公務員宿舎	計
1次募集	5戸(5戸)	15戸(15戸)	—	20戸(20戸)
2次募集	28戸(24戸)	30戸(9戸)	10戸(9戸)	68戸(42戸)
3次募集	4戸	22戸	9戸	35戸

※ ()内は、入居決定戸数

カ 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置に係る相談受付

災害救助法に基づく応急仮設住宅として、岩手県が民間賃貸住宅を借り上げることに伴い、4月25日から入居を希望する被災者の相談受付を行っている。

相談件数(被災地別)

	県内	県外		合計
		宮城県	福島県	
4月25日～5月26日	338世帯	19世帯	21世帯	378世帯

(2) 沿岸被災地への物資支援

3月19日以降、沿岸被災地の要望に応じて物資の支援を行っている。

5月26日現在の物資支援延べ回数 46回

(3) 沿岸被災地への人的支援

3月14日から、沿岸被災市町村の被災者及び行政機能回復の支援を行うため、次のとおり職員を派遣している。

派遣の目的	派遣先	延人数
健康相談等のため(保健師等)	釜石市, 宮古市, 山田町	161名
被災者一時受け入れのため	宮古市, 大槌町, 山田町	84名
避難所運営及び行政機能回復等のため	大槌町, 山田町	276名
応急給水及び水道復旧等のため	宮古市, 大船渡市, 陸前高田市, 釜石市, 山田町, 岩泉町, 田野畑村, 野田村	227名
その他	宮古市, 陸前高田市, 山田町, 大槌町	52名

また、4月18日から来年3月31日まで、1名×3か月×4回の長期にわたり、水道復旧業務支援のため、陸前高田市へ派遣を行っている。

このほか、盛岡地区広域消防組合消防本部では、県内消防応援部隊として宮古市へは4月9日まで、野田村へは3月28日まで、延べ711名の職員を派遣した。

(4) 被災関係の相談窓口

3月24日から、本庁舎1階市民ホール内に相談窓口を設置し、土曜日及び日曜日を含む毎日、被災関係の相談に対応している。

5月26日現在の相談件数 427件

(5) 被災された方のご遺体の火葬

県からの要請等により、5月26日までに148体のご遺体の火葬を行った。

4 他都市からの物資支援及び災害義援金等

3月12日以降、当市及び沿岸市町村への支援として、全国の都市や団体及び個人から物資の提供を受けており、5月26日現在は次のとおり。

旭川市，登別市，八戸市，秋田市，大仙市，前橋市，千葉市，船橋市，輪島市，山梨県身延町，山梨県南部町，長野市，岐阜市，豊田市，大津市，京丹後市，姫路市，加西市，和歌山市，岡山市，田川市，上天草市，熊本県錦町，大分市，宮崎市，鹿児島市，うるま市，福岡県

(株)盛岡デリカ，大鵬薬品工業(株)，サロルチル，佐々木家，(有)川原商会，(株)SKプロジェクト，イオンリテール(株)，JA十日町，(株)第一ポーターファーム，北海道石油組合，JA板野郡(徳島県)，(株)ゼロスタート，JAえひめ中央，全国老人クラブ連合会，盛岡赤十字病院，てんぐの里，岩手中央農協，丸モ盛岡中央青果(株)，宮崎県経済連，(株)ユニオン，(株)きのこワールド，JA上都賀(栃木県)，(株)IPM，(株)ヤママル，イオンモール盛岡店，(株)アシックス，ゼビオ(株)スーパースポーツゼビオ盛岡盛南店，岩手県薬剤師会，埼玉岡部地方市場清水青果，JA鶴岡ネットメロン部会，JA水戸大洗そ菜生産連合，梅田医院(神戸市)，コマツ岩手(株)，(株)岩手缶詰，悪役商会，(有)福岡蜂の子本舗，(株)エバニュー，JAしみず営農部茶業部会，JA熊本果実連，(株)ダイコウ，(財)こうべ市民福祉振興協会，JAなすの，(株)ダスキン，(株)ヒラトヤ，(株)岩手ユニフォーム，うるま市商工会，(株)加美乃素本舗，大和証券(株)盛岡支店，(株)スミフル，(資)梶原商店，和野生き活きボランティア会，東山三十六峰マウンテンマラソン実行委員会，中国安徽省旅遊局

その他個人 16名

以上の物資提供のほか、農林中央金庫から、市役所本庁舎前の旧農林中金盛岡支店建物の無償提供を受け、物資の保管に活用している。

また、3月14日からは、災害義援金等の受付を開始しており、5月26日現在の受付状況は次のとおり。

災害義援金	661件	32,064,757円
市への寄付金	3件	1,200,000円
市への見舞金	4件	34,300,000円

なお、災害義援金の配分については、5月18日に配分委員会を開催し、市として県と同額を上乗せ配分することとした。

5 盛岡市が構成団体となっている関係団体の取り組み

(1) 岩手県市長会

- ア 岩手県市長会東北地方太平洋沖震災対策本部を3月15日に設置した。
- イ 岩手県市長会と岩手県町村会が合同で支援することとし、県北ブロック：久慈市、県央ブロック：盛岡市、県南1ブロック：遠野市、県南2ブロック：一関市、が各ブロックの拠点市となって支援することについて、3月22日に各市町村に通知した。
- ウ 県からの要請を受け、内陸市町村に職員派遣を3月27日及び4月21日に要請した。
- エ 岩手県市長会・同町村会によるブロック別支援体制を3月30日に構築。同体制について、全国市長会の緊急災害支援掲示板に掲載を依頼。各ブロックの物資情報を掲載した。
- オ 全国市長会の森会長など4名と復旧・復興に向けた今後の対応を4月3日に協議した。
- カ 政府、与野党に東北市長会、岩手県市長会の要望書を4月6日、7日に提出した。
- キ 谷藤会長が復旧・復興に向けた情報収集と今後の対応を協議のため、4月7日、8日に沿岸5市を訪問した。
- ク 東日本大震災に係る要望を第158回東北市長会総会に提出することを4月12日に特別決議した。(5月20日の第158回東北市長会総会で議決され、全国市長会へ)
- ケ 東日本大震災に係る岩手県市長会に対する見舞金の第一次配分のため、5月12日に谷藤市長等が目録を持参し、沿岸5市を訪問した。
- コ 東日本大震災に係る要望書を、5月23日に岩手県知事及び民主党県連に提出した。

(2) 盛岡広域市町村長懇談会

- ア 盛岡広域が元気を出して岩手県の復興をリードしていく決意を示すため、盛岡広域8市町村長による共同メッセージを4月11日に宣言した。
- イ 被災地の支援及び盛岡広域圏が元気であることを全国に発信するため、共通のロゴマーク等を制作し、各市町村のイベント等で活用することとした。
- ウ 各市町村のイベント等の情報を共有し、避難所生活者の気分転換を目的としてイベント等の情報提供や参加のための交通手段の確保などに努めることを確認した。
- エ 復興支援のためのロゴマークが、県立産業技術短期大学校産業デザイン科から5月11日に寄贈された。

(3) 全国都市清掃会議

全国都市清掃会議からの要請により、清掃分野における被災自治体の支援需要の把握と、支援自治体への情報提供及び調整を行った。

主な支援調整は次のとおり。

- ・ 横浜市 陸前高田市に対して仮設トイレ 100 台が提供された。
- ・ 岐阜市 大槌町に対して職員及びごみ収集車を派遣し、約 1 ヶ月にわたりごみの収集運搬を行った。
- ・ 旭川市 焼却施設用に薬剤が盛岡市に納入され、うち大槌町に消石灰 5.3t を支援した。
- ・ 長野市 沿岸被災地(宮古市、山田町、大槌町、陸前高田市)の要請により、ごみ袋約 75,000 枚を支援した。さらに、予備品として、盛岡市に約 20,000 枚のごみ袋を支援した。

(4) 岩手県市町村清掃協議会

ア 3月29日に開催された岩手県災害廃棄物処理対策協議会において、岩手県市町村清掃協議会会長として、環境大臣政務官に対し、がれき処理に関する要望を行った。

イ 3月31日に開催された沿岸被災地支援打合せ会において、沿岸被災地支援策について協議し、横軸連携を基本として可燃ごみの焼却受入支援について確認した。

ウ 4月22日に開催された沿岸被災地支援打合せ会において、沿岸被災地の災害廃棄物の焼却受入等を協議し、受入量等の調査表をとりまとめた。

(5) 日本水道協会

3月13日に岩手県内被災水道事業者の支援のため、日本水道協会本部、関西地方支部、中国四国地方支部が来県し、応急給水活動及び応急復旧活動に従事している。

応急給水活動については、沿岸9市町村に最高83台の給水車を派遣し、活動を行ってきたところであり、5月26日現在でも陸前高田市、大船渡市などに対し、33台の給水車を派遣し活動している。

また、応急復旧活動については、関西地方支部（大阪市水道局）が陸前高田市へ、盛岡市上下水道局が大船渡市へ入り、地元事業者の支援を行っている

6 復興に向けての取り組み

沿岸被災市町村において、緊急的な復旧期から継続的な復興期に移行しつつあることから、市として支援体制の再構築をするため、また、県内経済のけん引役である県都盛岡市として、沿岸市町村の復興支援を行うとともに、市内の経済活動の回復に向けた取り組みを推進するため、4月27日に災害対策本部内に、新たに「復興推進部」を設置した。

7 その他

中小企業支援

4月4日から、本庁舎別館7階の商工課内に、「東日本大震災特別経営相談窓口」を開設し、中小企業者の資金繰りを支援するための相談のほか、セーフティネット保障認定申請の受付や、雇用に関する様々な相談に応じている。

5月26日現在の受付件数 相談 12件

セーフティネット認定件数 144件
(うち、震災の影響による認定 39件)

回 覧										

東日本大震災にかかる被災者支援について【抜粋版】

この度の東日本大震災にあたり、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。
盛岡市では、東日本大震災で被災された方やお亡くなりになられた方、行方不明となっている方のご関係者の方に対し、次のような支援（一部を掲載）を実施しています。
これらの制度をご活用いただき、被災者の皆様が一日も早く生活再建ができるよう市をあげて全力で支援してまいります。
なお、各支援制度や申請方法等詳しくは、各担当課等へお問い合わせください。

平成 23 年 5 月 盛岡市災害対策本部復興推進部 TEL 019-651-4111

全国避難者情報システムが運用開始

～出身自治体からの情報が避難先住所に届けられます～

被災地から盛岡市内に避難している方が市役所に届け出をすると、岩手県を通じ、避難している方の氏名や避難先の住所などの情報が、出身自治体に提供されます。避難先の情報が把握されると、出身自治体からの情報が、直接避難先の住所に提供されます。

届出用紙は、市役所本庁舎1階被災関係相談窓口及び各支所に備え付けていますので、被災地から盛岡市に避難している方は届け出をお願いします。
(市ホームページからも申請書はダウンロードできます。)

【担当：消防防災課(直通 019-626-7404)】

生活支援

※問合せ電話番号：019-651-4111（市役所代表電話）

● 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金(給付、貸付) ※詳細4ページ

災害により、死亡された方のご遺族、精神又は身体に著しい障がいが出た方、負傷又は住居、家財の損害を受けた方への支援

【担当：地域福祉課（内線 3556～3558）】

● 災害義援金(給付) ※被災時に住民登録がある市町村に申請

災害により、死亡された方のご遺族及び住宅に半壊以上の被害を受けた方への支援

【担当：会計課（内線 2217～2219）

地域福祉課（内線 3556～3558）】

● **被災者生活再建支援金(給付) ※被災した住宅がある市町村に申請**

災害により、住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた世帯への支援

【担当：地域福祉課（内線 3556～3558）】

● **生活福祉資金(貸付)**

低所得世帯、障がい者世帯、要介護者世帯で災害により臨時に必要な費用の貸付

【担当：盛岡市社会福祉協議会（019-651-1000）】

● **避難している方への生活必需品等の提供(支援)**

盛岡市内に避難している方への生活必需品（毛布、調味料、台所用品等）について、市が調達できる範囲で提供。

【担当：災害対策本部復興推進部（内線 3926）】

住宅支援

● **災害復興住宅融資(融資) 【住宅金融支援機構 0120-086-353・048-615-0420】**

災害により被害を受けた住宅の所有者が住宅を建設、購入、補修等を行う際の融資

【担当：建築住宅課（内線 3823～3827）】

● **市営住宅・国家公務員宿舎への一時的な入居(支援)**

災害により住宅の確保が困難な方への住宅の提供（住宅使用料免除）

【担当：建築住宅課（内線 3823～3827）】

● **雇用促進住宅への一時的な入居(支援)**

災害により住宅の確保が困難な方への住宅の提供（住宅使用料免除）

【担当：企業立地雇用課（内線 3772～3774）】

● **民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅への入居(支援)**

災害により住宅の確保が困難な方が民間賃貸住宅に入居する際、応急仮設住宅として岩手県が借り上げる。（2年間、県が家賃等を負担）市役所本庁舎2階に相談窓口を設置

【担当：都市計画課（内線 7211～7213）】

● **避難所への入所・運営(支援)**

災害により市外から避難されている方への避難場所の提供及び避難所の運営

【担当：災害対策本部復興推進部（内線 3927）】

● **り災証明書の発行(事務) ※被災した住宅がある市町村に申請**

災害により被害を受けた建物等に対する証明書発行

【担当：資産税課（内線 3235～3238）】

雇用・教育・医療・健康支援

● **被災者用求人情報の提供(情報提供) 【ハローワーク盛岡 019-624-8908】**

被災者専用の求人情報（県内・県外）の提供及び紹介

【担当：企業立地雇用課（内線 3772・3773）】

● 中小企業等への特別経営相談窓口の設置(支援)

災害により経営環境が悪化している中小企業の資金繰り、運転資金の確保、雇用維持等の支援のための特別経営相談窓口を設置

【担当：商工課（内線 3712・3713）】

● 被災労働者への失業給付等(情報提供)【ハローワーク盛岡 019-624-8908】

災害により事業所がやむを得ず休業することとなった場合の失業給付等

【担当：企業立地雇用課（内線 3772・3773）】

● 被災児童・生徒に対する就学援助措置等(支援)

災害により学用品を失った児童・生徒に対する教科書等の無償給与や災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な世帯への授業料の免除等

【担当：教育委員会学務教職員課（内線 7323～7325）】

● 国民健康保険税及び医療機関等の自己負担の相談(減免等)

災害に伴う国民健康保険税の減免、医療機関等での自己負担額の免除等

【担当：健康保険課（内線 3113～3118）】

● 介護保険料及び介護保険サービスの利用(減免, 情報提供)

災害に伴う介護保険料の納期限の延長及び減免、介護サービス利用及び介護保険施設への入所相談等

【担当：介護高齢福祉課（内線 3535～3537）】

高齢者支援室（内線 3563・3566）】

● 各種健康相談(妊婦, 乳幼児, 成人, こころの健康, 感染症等)

妊婦, 乳幼児, 成人の健康相談等

【担当：保健所健康推進課（019-603-8304）】

感染症, こころの健康相談等

【担当：保健所保健予防課（019-603-8308）】

参考

● 日本財団 弔慰金・見舞金【日本財団東北地方太平洋沖地震災害支援センター 0120-65-6519】

死亡・行方不明となっている方のご遺族に対し弔慰金を支給

● あしなが育英会特別一時金・奨学金特例措置

【あしなが育英会東日本大地震・津波緊急対策本部 0120-77-8565】

災害により親を失った方を対象に特別一時金の支給、奨学金試験免除等

● 市役所本庁舎1階市民ホールに、

被災関係相談窓口を設置しています。

● 当該資料の郵送が必要な場合や沿岸市町村の窓口設置状況、各種申請受付状況についてのお問い合わせは、復興推進部(電話 651-4111 内線 3927)までお願いします。

※ 被災時に住民登録がある市町村において手続きが必要となるものにつきましては、該当市町村
にお問い合わせください。

【関係自治体等問い合わせ一覧】

名称	連絡先	名称	連絡先	名称	連絡先
岩手県災害対策本部	019-629-5151	岩手県行方不明者相談ダイヤル	0120-801471	岩手県災害総合窓口	019-629-6911
岩手県社会福祉協議会	019-637-4466	宮城県災害対策本部	022-211-3361	福島県災害対策本部	024-521-2101
久慈市	0194-52-2111	宮古市	0193-62-2111	釜石市	0193-22-2111
大船渡市	0192-27-3111	陸前高田市	0192-59-2111	洋野町	0194-65-2111
野田村	0194-78-2111	普代村	0194-35-2111	田野畑村	0194-34-2111
岩泉町	0194-22-2111	山田町	0193-82-3111	大槌町	0193-42-2111

～平成 23 年東北地方太平洋沖地震で被災された皆様へ～

災害弔慰金などの制度をお知らせします

平成 23 年 3 月 11 日に発生した地震により被災した盛岡市民（災害発生時に、住民票が盛岡市にある皆様です。）には、次の制度の適用がありますので、お知らせします。

（盛岡市民以外の皆様は、被災時に住民票のあった市役所及び町村役場にご相談ください。）

1 災害弔慰金の支給

(1) 今回の地震により盛岡市民が死亡した時は、遺族に災害弔慰金を支給します。（ただし「当該死亡に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準じる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」が支給される場合は、災害弔慰金は支給されません。）

(2) 受給遺族の順位は ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母 です。

(3) 支給額 ① 生計維持者が死亡 500 万円 ② その他の人が死亡 250 万円

※ 該当される場合は、申し出ください。

2 災害障害見舞金の支給

(1) 今回の地震により盛岡市民が負傷又は疾病にかかり、治ったときに重度の障がいがある時は、災害障害見舞金を支給します。

(2) 重度障がいの種類は ①両目失明、②要常時介護、③両上肢ひじ関節以上切断等 です。

(3) 支給額 ① 生計維持者 250 万円 ② その他の人 125 万円

※ 該当される場合は、申し出ください。

3 災害援護資金の貸付

(1) 今回の地震により盛岡市民である世帯主が負傷又は住居、家財に被害を受けた場合に、申し込みのあった世帯主に貸付を行います。（※ 所得制限があります。）

(2) 貸付限度額 350 万円（被害の種類及び程度に応じます。）

(3) 利率 年 3 %（据置期間中は無利子）

(4) 償還期間 10 年（据置期間を含む。）

(5) 償還方法 年賦又は半年賦

担当	地域福祉課福祉企画係
住所	盛岡市内丸 12-2
電話	651-4111 内線 3556～3558



広げよう 支援の輪

想いはひとつ 盛岡広域8市町村

東日本大震災 被災者支援・復興推進支援 【ガイドブック】

～市民及び他市町村から盛岡市内に避難されている皆様へ～

平成23年5月25日

盛岡市災害対策本部 復興推進部事務局

盛岡市役所 住所：盛岡市内丸12番2号

電話：019-651-4111（内線 3922～3928）

- ※ 今後、市施策及び国、県等の施策に基づき変更となる場合があります。
- ※ 本ガイドブックは、内閣府が作成したパンフレット等を参考に、緊急に必要なと思われる制度を抽出し、作成したものです。

この度の東日本大震災にあたり、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

盛岡市では、東日本大震災で被災された方や
お亡くなりになられた方、行方不明となっている方
のご関係者の方に対し、次のような支援を実施し
ています。

これらの支援制度をご活用いただき、被災者の
皆様が一日も早く生活再建ができるよう市をあげ
て全力で支援してまいります。

なお、各支援制度や申請方法等詳しくは、各
担当課までお問い合わせください。

問い合わせ電話番号

019-651-4111(市役所代表電話)

～現在の状況、確認したい項目等から支援制度を確認願います～

世帯主等の死亡や負傷、疾病による障がいが出た

災害弔慰金 P1

災害障害見舞金 P1

当面の生活資金や生活再建の資金が必要

災害援護資金 P2

被災者生活再建支援金 P3

災害義援金の交付 P4

生活福祉資金 P5

【参考】
日本財団 弔慰金・見舞金 P6

住宅を立て替え、取得又は補修を行いたい

災害援護資金 P2

災害復興住宅融資 P7

住宅の確保が困難なため、生活するための住居をさがしている

市営住宅・国家公務員宿舎への一時的な入居 P8

雇用促進住宅への一時的な入居 P8

民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅の受付相談 P9

～現在の状況、確認したい項目等から支援制度を確認願います～

各種支援制度等を申請する際に、
り災証明が必要

り災証明書の発行

P 10

生活するための住居をさがす期間の
一時的に生活する場所が必要

福祉避難所等への一時的
な入所

P 10

離職等により就労支援が必要

被災者用求人情報の提供

P 10

中小企業等への特別経営
相談窓口の開設

P 11

未払賃金立替払制度

P 11

雇用保険の失業等給付

P 12

子どもの養育・就学の支援が必要

教科書等の無償給与

P 12

小・中学生の就学援助措置

P 12

私立幼稚園就園奨励補助

P 13

保育所保育料の減免措置

P 13

～現在の状況、確認したい項目等から支援助制度を確認願います～

子どもの養育・就学の支援が必要

【参考】
あしなが育英会緊急
対応措置

P14

各種保険等に関する支援内容
を知りたい

国民健康保険税の減免等
の相談 P14

国民健康保険の一部負担
金の免除等 P15

国民年金保険料の免除
P16

後期高齢者医療保険料の
減免 P16

後期高齢者医療制度一部
負担金の免除等 P17

介護保険料の減免、徴収
猶予 P18

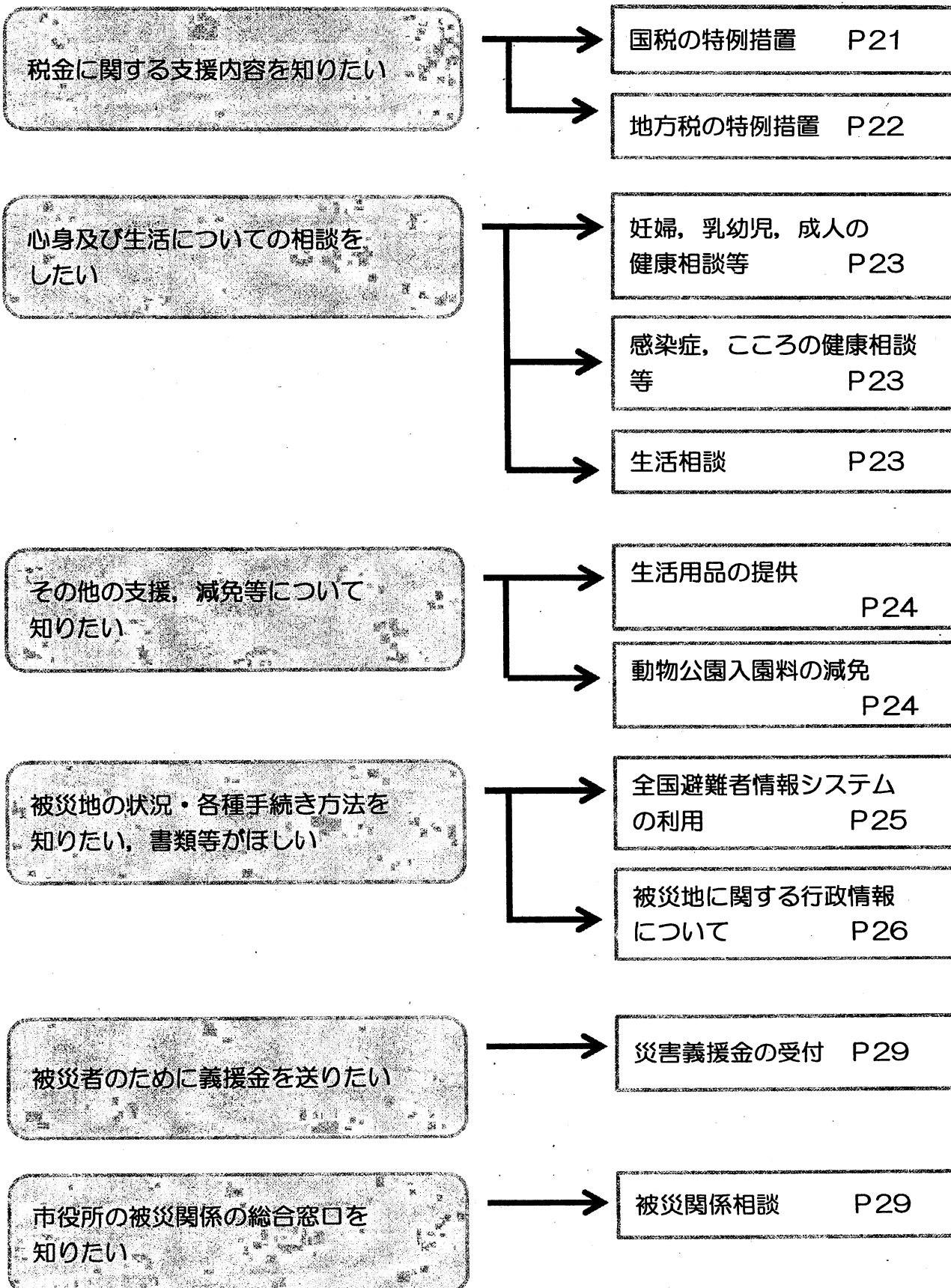
介護保険サービス利用料
の減免等 P19

障害者自立支援給付自己
負担の減免 P19

障害者手帳の再発行
P19

児童扶養手当等の特例
措置 P20

～現在の状況、確認したい項目等から支援制度を確認願います～



制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族に対して、支給します。 ●支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合 500万円 ・その他の者が死亡した場合 250万円 <p>※被災時に盛岡市に住民登録がある方が対象です。 ※被災時に他市町村に住民登録がある方は該当市町村にお問い合わせください。</p>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族 ●支給の範囲・順位 <p>死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。</p>
必要書類	●口座振込依頼書 ●印鑑
お問い合わせ	保健福祉部地域福祉課 (内線 3556~3558)

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、支給します。 ●支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障がいを受けた場合 250万円 ・その他の者が重度の障がいを受けた場合 125万円 <p>※被災時に盛岡市に住民登録がある方が対象です。 ※被災時に他市町村に住民登録がある方は該当市町村にお問い合わせください。</p>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障がいを受けた方 <p>①両目失明、②要常時介護、③両上肢ひじ関節以上切断等です。</p>
必要書類	●口座振込依頼書 ●印鑑
お問い合わせ	保健福祉部地域福祉課 (内線 3556~3558)

制度の名称	災害援護資金													
支援の種類	貸付													
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により負傷又は住居，家財の損害を受けた方に対して，生活再建に必要な資金を貸し付けます。 ●貸付限度額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①世帯主に1か月以上の負傷がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該負傷のみ 150万円 イ 家財の3分の1以上の損害 250万円 ウ 住居の半壊 270万円 エ 住居の全壊 350万円 ②世帯主に1か月以上の負傷がない場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 家財の3分の1以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体の滅失又は流失 350万円 ●貸付利率 年1.5%（保証人がいれば無利子） ●据置期間 6年 ●償還期間 13年（据置期間を含む。） ●償還方法 年賦又は半年賦 													
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ①世帯主が災害により負傷し，その療養に要する期間が1か月以上 ②家財の3分の1以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限があります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">世帯人数</th> <th style="text-align: center;">市民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">220万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">430万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">620万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">730万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5人以上</td> <td style="text-align: center;">1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし，住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </tbody> </table>		世帯人数	市民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし，住居が滅失した場合は1,270万円とします。
世帯人数	市民税における前年の総所得金額													
1人	220万円													
2人	430万円													
3人	620万円													
4人	730万円													
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし，住居が滅失した場合は1,270万円とします。													
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">●申込書 <li style="width: 33%;">●負傷を理由とする場合には医師の診断書 <li style="width: 33%;">●印鑑 <li style="width: 33%;">●振込依頼書 <li style="width: 33%;">●その他市長が必要と認める書類 													
お問い合わせ	保健福祉部地域福祉課（内線 3556～3558）													

制度の名称	被災者生活再建支援金
支援の種類	給付
支援の内容	<p>●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給</p> <p>●支給額は次の2つの支援金の合計額となります。</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <p>ア 住宅の全壊等 100万円</p> <p>イ 住宅の大規模半壊 50万円</p> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>ア 建設・購入による再建 200万円</p> <p>イ 補修による再建 100万円</p> <p>ウ 賃借（公営住宅除く）による再建 50万円</p> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（100）万円</p> <p>※被災した住宅がある市町村に申請</p>
活用できる方	<p>●住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯</p> <p>※1 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯を含む</p> <p>※2 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）を含む</p>
必要書類	<p>●申請書 ●住民票 ●り災証明書 ●印鑑</p> <p>●滅失証明書 ●預金通帳の写し</p> <p>●住宅の建設・購入・補修・賃借の契約書等の写し</p>
お問い合わせ	保健福祉部地域福祉課（内線 3556～3558）

制度の名称	災害義援金の交付
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により大きな被害を受けた方に対して、国・岩手県・盛岡市からの義援金を交付します。 ●人的被害に関する災害義援金 死亡者・行方不明者がいる世帯 65万円 ●住家被害に関する災害義援金 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の全壊 65万円 ②住宅の半壊 32万円
対象となる方	●災害により死亡した方又は行方不明者のご家族等
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">●申請書 <li style="width: 33%;">●り災証明書（写）, 死亡診断書（写） <li style="width: 33%;">●住民票 <li style="width: 33%;">●印鑑 <li style="width: 33%;">●振込先口座番号がわかる書類
お問い合わせ	会計課 （内線 2217～2219）

制度の名称	生活福祉資金									
支援の種類	貸付									
支援の内容	<p>1 福祉費 災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付。 ※住宅の復旧、家財道具の購入費用</p> <p>●貸付限度額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年</td> </tr> </table> <p>※このほか生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。</p>		貸付限度額	150万円	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	6か月	償還期間	7年
貸付限度額	150万円									
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%									
据置期間	6か月									
償還期間	7年									
活用できる方	●低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯									
必要書類	●り災証明書 ●印鑑 ●業者の見積									
お問い合わせ	被災した住宅がある市町村社会福祉協議会に申請									
支援の内容	<p>2 緊急小口資金特例貸付 災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付。</p> <p>●貸付限度額は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円 (死亡された方や要介護の方がいる等の場合20万円)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>2年</td> </tr> </table>		貸付限度額	10万円 (死亡された方や要介護の方がいる等の場合20万円)	貸付利率	無利子	据置期間	1年	償還期間	2年
貸付限度額	10万円 (死亡された方や要介護の方がいる等の場合20万円)									
貸付利率	無利子									
据置期間	1年									
償還期間	2年									
活用できる方	<p>●緊急小口資金特例貸付については、低所得世帯に限らず被災世帯を対象</p> <p>※避難先の社会福祉協議会においても申込可能</p> <p>※災害援護資金の対象世帯は適用除外</p>									
必要書類	●本人確認できる書類（被災した際の住所がわかる書類）									
お問い合わせ	盛岡市社会福祉協議会 019-651-1000									

制度の名称	【参考】日本財団 弔慰金・見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	●日本財団では、東日本大震災の緊急支援策の一つとして「死者・行方不明者の遺族・親族に対する弔慰金、見舞金」の支給を岩手県、宮城県、福島県で実施しています。
対象となる方	●死亡、あるいは行方不明となられた場合、原則 1 親等（父母と子）、又は配偶者の遺族 ●支給額は次のとおりです。 死者、行方不明者 1 人あたり 各 5 万円
必要書類	●本人との関係を示す証明書 ●受取人の身分を証明するもの（免許証、保険証など） ※ 自治体が発行する死亡証明書をお持ちの方は、ご準備いただければ手続きが簡単になります。
お問い合わせ	日本財団災害支援センター 0120-65-6519

制度の名称	災害復興住宅融資			
支援の種類	融資			
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。			
		構造等	融資限度額	返済期間
	基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
		準耐火住宅	1,460万円	35年
		木造住宅(久)	1,460万円	35年
		木造住宅(一般)	1,400万円	25年
	特例加算(一般分)		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間と同じ返済期間です。
	土地取得費		970万円	
整地費		380万円		
※ 融資を受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ※ 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たしていることが必要です。 ※ この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 ※ 金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。 ※ 返済方法の変更については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。				
対象となる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は対象となります。)			
その他の融資	●新築住宅購入に係る融資 ●中古住宅購入に係る融資 ●住宅の補修に係る融資			
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構	0120-086-353	048-615-0420	
	※市の相談窓口 建設部建築住宅課 (内線 3823~3827)			

制度の名称	市営住宅・国家公務員宿舎への 一時的な入居
支援の種類	支援
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した方に対して市営住宅又は国家公務員宿舎を提供するものです。 ●入居期間は次のとおりです。 1年間（ただし、最大2年を限度として延長可能） ●使用料等は次のとおりです。 免除（ただし、共益費及び自己で使用した電気料、水道料、ガス代等は自己負担）
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅の確保が困難な方（申込多数の場合は抽選） ※ 入居募集を行う際は、市ホームページ等により周知します。
必要書類	●申請書 ●り災証明書 ●誓約書
お問い合わせ	建設部建築住宅課（内線 3823～3827）

制度の名称	雇用促進住宅への一時的な入居
支援の種類	支援
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した方に対して雇用促進住宅を提供するものです。 ●入居期間は次のとおりです。 おおむね6か月（ただし、最大おおむね2年を限度として延長可能） ※ 入居時期により変動します。 ●使用料等は次のとおりです。 免除（ただし、共益費及び自己で使用した電気料、水道料、ガス代等は自己負担）
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅の確保が困難な方（申込多数の場合は抽選） ※ 入居募集を行う際は、市ホームページ等により周知します。
必要書類	●申請書 ●り災証明書（入居後1か月以内に提出）
お問い合わせ	商工観光部企業立地雇用課（内線 3772・3773）

<p>制度の名称</p>	<p>民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅の受付相談</p>
<p>支援の種類</p>	<p>支援</p>
<p>支援の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●岩手県では、被災された方を対象に民間賃貸住宅（応急仮設住宅扱い）を一時的に借り上げ提供しており、市において具体的な物件の所在地等についての相談を行い、該当不動産を仲介する不動産業者を紹介しています。 ●借り上げの対象となる物件は次のとおりです。 市が選定する民間賃貸住宅（アパート、貸家等）、空き家 ●賃貸借契約の基本的事項は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①賃貸借契約は、貸主・県（借主）・被災者（入居者）の三者により締結し、県は借り受けた物件を被災者に転貸 ②県は、家賃、共益費、借家人賠償責任保険料、仲介手数料を負担 ③県は、退去時補修費として賃料の2か月分を初回家賃支払い時に貸主に支払い（礼金・敷金なし） ●入居期間は次のとおりです。 契約の日から2年間 ●家賃等は次のとおりです。 免除（ただし、自己で使用した電気料、水道料、ガス代、駐車場料金等は自己負担） ●入居申込みの受付を行います。 市内物件を希望する方の入居申込みを受け付けます。
<p>対象となる方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により住家が全壊又は流出した方。また、半壊以上の被害で取り壊しが必要など住宅に居住できない方。 ●長期避難区域の指定や二次災害のおそれなどにより、長期にわたり住宅に居住できない方
<p>相談時の必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">●り災証明書 <li style="width: 50%;">●本人確認ができるもの（免許証、保険証等） <li style="width: 50%;">●印鑑 <li style="width: 50%;">●すでに契約している場合は、その契約書
<p>お問い合わせ</p>	<p>都市整備部都市計画課（内線 7211～7213）</p>

制度の名称	り災証明書の発行
支援の種類	事務
支援の内容	●災害により被害を受けた建物等に対する証明書を発行します。(各種手続きに必要となる場合があります。) ※被災した住宅がある市町村に申請
対象となる方	●災害により住宅等が被災した方
必要書類	●申請書 ●印鑑
お問い合わせ	財政部資産税課 (内線 3235~3238)

制度の名称	福祉避難所等への一時的な入所
支援の種類	支援
支援の内容	●災害により他市町村から盛岡市内に避難される方への避難場所の提供を行います。
対象となる方	●災害により他市町村から盛岡市内に避難される方
その他	●福祉避難所の開設状況及び施設の受入状況により、入所可能か確認が必要になりますので、事前に下記問い合わせ先まで必ずご連絡ください。
お問い合わせ	災害対策本部復興推進部被災者サポートチーム (内線 3927)

制度の名称	被災者用求人情報の提供
支援の種類	支援
支援の内容	●被災者専用の求人情報(県内・県外)を提供し、紹介します。
対象となる方	●災害により被災された方 ※職種内容によって、対象者が異なります。
お問い合わせ	ハローワーク盛岡 019-624-8902 ※市の相談窓口 商工観光部企業立地雇用課 (内線 3772・3773)

制度の名称	中小企業者等への特別経営相談窓口の開設
支援の種類	支援
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により経営環境が悪化している中小企業者の資金繰り、運転資金の確保、雇用維持等の支援のための特別経営相談窓口を設置しています。 ●中小企業者の資金繰りを支援するため相談に応じるほか、各種制度の紹介や、東日本大震災復興緊急保証・セーフティネット保証認定申請の受付や雇用に関するさまざまな相談に応じます。
対象となる方	●中小企業者等
お問い合わせ	商工観光部商工課 (内線 3712・3713)

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	支援
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に伴う企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して未払賃金の一部を独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は次のとおりです。 労働者が退職した日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの（上限あり。ボーナス及び未払賃金の総額が2万円未満の場合対象外） ※ 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 (1) 使用者が、 <ul style="list-style-type: none"> ①労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ②1年以上事業活動を行っていたこと ③ア 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと（破産管財人等による倒産の事実等の証明が必要） イ 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと（労働基準監督署長の認定が必要のため、労働基準監督署に認定申請を行ってください） (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	盛岡労働基準監督署 019-621-5115 独立行政法人労働者健康福祉機構 044-556-9833

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
支援の内容	●災害を受けたことにより休止・廃止したために休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や一時的に利殖を余儀なくされた方については、実際に離職していなくとも失業給付が受給できます。
対象となる方	●災害により休業を余儀なくされた方 ●災害により一時的に離職を余儀なくされた方
お問い合わせ	ハローワーク盛岡 019-624-8907 ※市の相談窓口 商工観光部企業立地雇用課 (内線 3772・3773)

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法）
支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）
必要書類	●申請書 ●り災証明書 ●印鑑
お問い合わせ	教育委員会学務教職員課 (内線 7323～7325)

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します。
対象となる方	●要保護世帯、準要保護世帯（市が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）
必要書類	●申請書 ●り災証明書 ●印鑑
お問い合わせ	教育委員会学務教職員課 (内線 7323～7325)

制度の名称	私立幼稚園就園奨励補助
支援の種類	私立幼稚園への補助
支援の内容	●災害による経済的な理由により、私立幼稚園の設置者が就園した幼児の属する世帯の所得の状況に応じて保育料や入園料を減免する場合に、当該幼稚園に対して補助金を交付します。
対象となる方	●盛岡市内の私立幼稚園に園児を就園させる方で、災害により被害を受け、市町村民税の所得割の減免を受けた方で、今後国が示す所得割の限度額以内の世帯が対象となります。
必要書類	各私立幼稚園にて必要書類により手続きをお願いします。
お問い合わせ	教育委員会学務教職員課（内線 7323～7325）

制度の名称	保育所保育料の減免措置
支援の種類	減免等
支援の内容	●災害により所有する住宅・家財に対し、一定以上の損害を受けた場合、保育所保育料について損害の割合及び前年の所得金額に応じ減免を受けることができます。
対象となる方	●災害により所有する住宅・家財に損害を受けた方のうち、市で定めた要件を満たす方。
必要書類	●申請書 ●り災証明書 ●印鑑
お問い合わせ	保健福祉部児童福祉課保育入所係（内線：2556～2559, 2584・2585）

制度の名称	【参考】あしなが育英会緊急対応措置
支援の種類	給付等
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●あしなが育英会では、災害で保護者が死亡あるいは行方不明又は著しい後遺障がいを負った方の子どもで、0歳から大学生までに特別一時金の支給を決定しました。 ●支給額は次のとおりです。(返済不要) <ul style="list-style-type: none"> ①未就学児 10万円 ②小中学生20万円 ③高校生30万円 ④大学、専門学校、大学院生 40万円 ※ あしなが育英会では、高校、大学、専修学校、各種学校大学院の奨学金制度の特例措置を実施します。
対象となる方	●災害により保護者が死亡あるいは行方不明又は著しい後遺障がいを負った方の子ども等
お問い合わせ	あしなが育英会東日本大地震・津波緊急対応本部 0120-77-8565

制度の名称	国民健康保険税の減免等の相談
支援の種類	減免・軽減等
支援の内容	●災害により被害を受けた国民健康保険の世帯では、減免等の申請をすることにより、国民健康保険税の税額を減額できる場合があります。
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかに該当する盛岡市の国民健康保険税の納税義務者 <ul style="list-style-type: none"> ①震災により所有する住宅又は家財に30%以上の損害を受け、かつ、世帯全員の前年所得が1000万円以下の場合 ②失業や廃業等により、所得の見積額が前年中の所得額より30%以上減少し、納付が困難と認められ、世帯全員の前年所得が1000万円以下の場合 (※ 国からの通知により、減免の対象者が変わることがあります。) <p>また、倒産や解雇などの理由により離職し、雇用保険を受けている場合は、国民健康保険税の軽減を受けられる制度がありますので、ご相談ください。</p>
必要書類	●印鑑 ●り災証明書 ●雇用保険受給資格者証 等
お問い合わせ	市民部健康保険課 (内線 3117, 3118, 3150)

制度の名称	国民健康保険の一部負担金の免除等
支援の種類	免除等
支援の内容	<p>●東日本大震災により被災した盛岡市の国民健康保険の被保険者は、医療機関・薬局の一部負担金や、入院時の食費・居住費等を負担しないで受診することができます。</p> <p>※ 平成 23 年 6 月 30 日までは、医療機関等の窓口において被災した旨を口頭で申立てることにより一部負担金の免除等を受けられます。</p> <p>平成 23 年 7 月 1 日からは、保険者（盛岡市）が発行する免除証明書の提示が必要になります。</p>
対象となる方	<p>●次のいずれかに該当する盛岡市の国民健康保険の被保険者</p> <p>①住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方</p> <p>②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方</p> <p>③主たる生計維持者が行方不明である方</p> <p>④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方</p> <p>⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>⑥原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示や屋内退避指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方</p> <p>⑦被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯など、①から⑥に準ずるものとして保険者が認めた方</p>
必要書類	●印鑑 ●り災証明書 等
お問い合わせ	市民部健康保険課 （内線 3113～3116）

制度の名称	国民年金保険料の免除
支援の種類	免除
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に伴い、住宅・家財・その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方は、国民年金保険料が全額免除となります。 ●免除期間は次のとおりです。 平成23年2月分から6月分については、平成23年7月31日までに免除の申請が必要 (平成23年7月分以降については、平成23年7月1日以降に改めて免除の申請が必要) ※ 本人申請が必要になります。 ※ 失業等の事由の場合は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等のいずれかの写しの添付が必要になります。
対象となる方	●災害に伴い、住宅・家財・その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方等
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書（窓口にて備えてあります。） ●り災証明書（被災証明書）の写し又は被災状況届（窓口にて備えてあります。）
お問い合わせ	盛岡年金事務所 019-623-6211 ※市の窓口 市民部医療助成年金課年金係（内線 3211・3212）

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免
支援の種類	減免等
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災等により次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難な方は、申請することにより、後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。 ※ 保険料の減免額については、住家の被災状況や前年度所得の状況により判定されます。
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方 ②主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったことにより、収入が著しく減少した方 ③主たる生計維持者の収入が、業務の廃止・休止又は失業等により、著しく減少した方 ④主たる生計維持者の収入が、災害により著しく減少した方
必要書類	●印鑑 ●り災証明書 等
お問い合わせ	市民部健康保険課（内線 3126～3129, 3134～3136）

制度の名称	後期高齢者医療制度一部負担金の免除等
支援の種類	免除等
支援の内容	<p>●東日本大震災に関する被災地域の住民であって、次のいずれかに該当する方については、医療機関・薬局の一部負担金や、入院時の食費・居住費等を負担しないで受診することができます。</p> <p>※ 平成 23 年 6 月 30 日までは、医療機関等の窓口において被災した旨を口頭で申立てることにより一部負担金の免除等を受けられます。</p> <p>平成 23 年 7 月 1 日からは、保険者が発行する免除証明書の提示が必要になります。</p>
対象となる方	<p>●次のいずれかに該当する方</p> <p>①平成 23 年 3 月 11 日に特定被災地域に住所を有していた方(同日以降、他の市町村に転出した方も含みます。)で、被災により次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方</p> <p>イ 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方</p> <p>ウ 主たる生計維持者が行方不明である方</p> <p>エ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方</p> <p>オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方</p> <p>②原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示や屋内退避指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方(又は対象となっていた方)</p> <p>③被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯など、①及び②に準ずるものとして保険者が認めた方</p>
必要書類	●印鑑 ●り災証明書 等
お問い合わせ	市民部健康保険課 (内線 3126~3129, 3134~3136)

制度の名称	介護保険料の減免、徴収猶予
支援の種類	減免等
支援の内容	<p>【減免①：災害による損害を受けた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する方が災害により、住宅等について著しい損害を受けた場合、介護保険料が災害により被害を受けた場合、介護保険料を減免します。 ●減免割合は次のとおりです。 損害の割合と所得状況に応じて12.5%～100%の範囲内。 <p>【減免②：著しい所得減少の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生計維持者が死亡、重大な障がい、事業の休廃止、事業の著しい損失等により収入が著しく減少した場合、介護保険料を減免します。 ●減免割合は次のとおりです。 所得状況に応じて30%～100%の範囲内。 ※減免①②とも、前年中の合計所得が1,000万円以下の場合に限る。 <p>【徴収猶予】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護保険料を納付することができない場合に、納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間に限り徴収を猶予します。 ●該当する方は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと ②第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又は重大な障がい等によりその者の収入が著しく減少したこと等
対象となる方	●介護保険料の納付者
必要書類	●り災証明書、失業証明書等 ●印鑑
お問い合わせ	保健福祉部介護高齢福祉課保険料係 (内線 3535～3537)

制度の名称	介護保険サービス利用料の減免等
支援の種類	減免等
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災し、利用している介護保険サービス事業所に申し立てを行った場合、利用料支払が猶予されます。(猶予された利用料は、保険者において減免される場合があります。) ●該当する方は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が、災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと ②被災した被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が死亡したこと等により収入が著しく減少したこと ③主たる生計維持者が行方不明であること 等 ※ 介護保険施設等における食費及び居住費について、支払猶予されており、今後、国において利用者負担額の減免が検討されています。
対象となる方	●被災し、利用している介護保険サービス事業所に申し立てを行った方
必要書類	●申請書 ●り災証明書 ●印鑑
お問い合わせ	保健福祉部介護高齢福祉課給付係（内線3532～3534）

制度の名称	障害者自立支援給付自己負担の減免
支援の種類	減免
支援の内容	●被災した方及び災害による失業者に対し、現在利用している障害福祉サービスの今年度利用に係る自己負担額を減免します。
対象となる方	●障がいをお持ちの被災者及び失業者
必要書類	●申請書 ●り災証明書
お問い合わせ	保健福祉部障がい福祉課（内線2512～2514）

制度の名称	障害者手帳の再交付
支援の種類	支援
支援の内容	●災害により障害者手帳を紛失、消失した方に対して、障害者手帳を再交付します。
対象となる方	●障害者手帳を紛失、消失した方
必要書類	●申請書 ●印鑑 ●写真（たて4cm×よこ3cm）
お問い合わせ	保健福祉部障がい福祉課（内線2512～2518）

制度の名称	児童扶養手当等の特例措置
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者に対する児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当について，所得制限の特例措置を講じます。 ●該当者は次のとおりです。 各手当受給者又は扶養義務者等の前年の所得が多いため，手当額の一部又は全部が支給停止となった受給者で災害により財産に一定以上の損害を受けた場合
対象となる方	●災害により財産にその価格の2分の1以上の損害を受けた方
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●印鑑 ●り災証明書 ●振込先口座番号がわかる書類
お問い合わせ	<p>児童扶養手当</p> <p style="text-align: center;">保健福祉部児童福祉課 (内線 2566～2569)</p> <p>特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当</p> <p style="text-align: center;">保健福祉部障がい福祉課 (内線 2515・2517)</p>

制度の名称	国税の特例措置
支援の種類	軽減等
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。 また、雑損控除は平成 22 年分の所得から受けることができます。(最長 5 年間) ●予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請することにより、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉徴収税の徴収猶予等 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請(一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請)をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉徴収税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限が延長されます。 (個別指定による場合と地域指定による場合あり) ※ 東日本大震災については、平成 23 年 4 月現在、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に納税地を有する納税者については平成 23 年 3 月 11 日以後に到来する国税に関する申告・納付等の期限が、すべての項目について、自動的に延長されます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした方 ●所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価格の 2 分の 1 以上で、被害を受けた年分の所得金額が 1,000 万円以下の方 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受けた方 等 ※ 給与所得者の源泉徴収税の徴収猶予、納税の猶予、申告などの期限の延長についても、対象者が限定されます。
お問い合わせ	盛岡税務署 019-622-6141 ※市の相談窓口 財政部市民税課 (内線 2255~2260)

制度の名称	地方税の特例措置	
支援の種類	減免・軽減等	
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市税の減免 災害により被害を受けた場合、市税（個人住民税、固定資産税、軽自動車税等）について、減免等を受けることができます。 ●個人住民税における雑損控除の適用 災害により被害を受けた場合、個人住民税の雑損控除を平成 22 年分の所得から控除を受けることができます（最長 5 年間）。 ※ 例年、所得税の確定申告をしている方は、最寄の税務署にお問い合わせください。 ●法人市民税の申告期限の延長 災害により被害を受けた法人市民税の納税義務者に対して、申告及び納期限を最大 8 月 31 日まで延長しています（再延長あり）。 ●軽自動車税の非課税措置（自動車税（県税）も同様の措置） 災害により被害を受けた自動車（軽自動車を含む）の代替の軽自動車を取得した場合、平成 23 年度から 25 年度分の軽自動車税が非課税となります。 ●国民健康保険税の減額等 災害により被害を受けた場合、国民健康保険税の減免等を受けることができます。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、地方税について、納税の猶予を受けることができます。 ●県税（事業税、不動産取得税、自動車税等）の減免等 県税については、最寄の広域振興局県税部までお問い合わせください。 	
対象となる方	●災害により財産等に被害を受けた方のうち、要件を満たす方	
お問い合わせ	県税の相談等 個人住民税 法人市民税、軽自動車税等 固定資産税 市税の納税相談等 国民健康保険税	盛岡広域振興局県税部（629-6533） 財政部市民税課（内線 2255～2260） 財政部市民税課（内線 2261～2263） 財政部資産税課（内線 3235～3238） 財政部納税課（内線 2228～2247） 市民部健康保険課（内線 3313～3118）

制度の名称	妊婦，乳幼児，成人の健康相談等
支援の種類	支援
支援の内容	●健康診断及び随時の相談時において，それぞれのケースに応じた健康相談を実施します。
対象となる方	●妊婦，乳幼児，成人における健康診断受診者及び健康状況に不安を抱えている方
お問い合わせ	保健所健康推進課（直通電話 019-603-8304）

制度の名称	感染症，こころの健康相談等
支援の種類	支援
支援の内容	●感染症のまん延防止，消毒及びこころの不安等の随時の相談時において，それぞれのケースに応じた健康相談を実施します。
対象となる方	●感染症のまん延が予想される避難所の管理者等，症状のある方及び心身の状況に不安を抱えている方
お問い合わせ	感染症：保健所保健予防課疾病対策担当（直通電話 019-603-8308） こころ：保健所保健予防課障がい保健担当（直通電話 019-603-8309）

制度の名称	生活相談
支援の種類	支援
支援の内容	●災害により今後の生活に不安を抱えている方に対し，生活相談を実施しています。 ●生活に現に困窮している方に，生活の保護と自立の助長を図ることを目的に，困窮の度合いに応じて必要な保護（生活保護）を行っています。 ※ 被災された方は，避難先で生活に困窮された場合，避難先において保護の申請ができます。 ※ 被災された方が保護を申請し，その方が家屋，自動車等の資産を残さざるを得ない場合等，特別な事情があれば，それらの資産は当面処分を猶予される等柔軟な取り扱いを行っています。
対象となる方	●災害により生活に不安を感じている方等
お問い合わせ	保健福祉部生活福祉課（内線 6120～6135）

制度の名称	生活用品の提供
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により市内に避難している方へ生活用品（毛布，日用雑貨，衣服等）を調達できる範囲で提供します。 ●対象を拡大して，一般家庭に避難している方にも提供します。
対象となる方	●市内に避難されている被災者（避難所への避難，一般家庭への避難，応急仮設住宅等への入居者等）
その他	●物資の在庫により，提供可能か確認が必要になりますので，事前に下記問い合わせ先まで必ずご連絡ください。
お問い合わせ	災害対策本部復興推進部被災地サポートチーム（内線 3926）

制度の名称	動物公園入場料の減免
支援の種類	減免等
支援の内容	●被災者に，動物による癒しや家族連れで楽しみなどを提供することにより元気回復の一助となることを目的に，入場料及び駐車場使用料を無料とするものです。
対象となる方	●被災者
必要書類	●り災証明書の提示
お問い合わせ	財団法人盛岡市動物公園公社 019-654-8266 http://www.h6.dion.ne.jp/~m-zoo/index.html

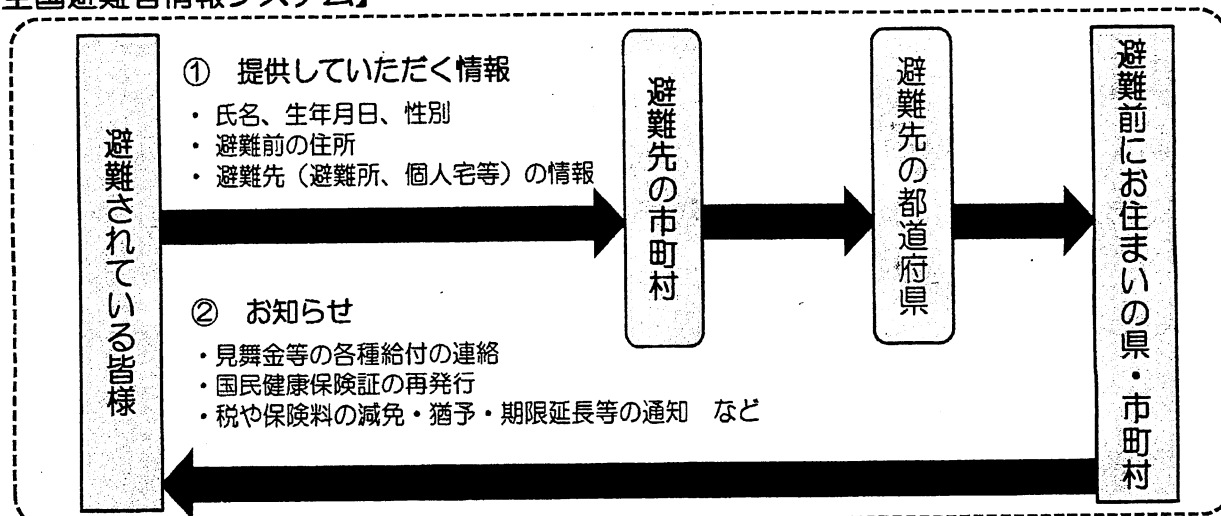
制度の名称	全国避難者情報システムの利用
支援の種類	支援
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災地から盛岡市内に避難している方が市役所に届け出をすると、岩手県を通じ、避難している方の氏名や避難先の住所などの情報が、出身自治体に提供されます。 ●避難先の情報が把握されると、出身自治体からの情報が、直接避難先の住所に提供されます。 ●届出用紙 市役所本庁舎 1 階被災関係相談窓口及び各支所に備え付けています。 ●届出方法 届出用紙に記載し、被災関係相談窓口、各支所又は消防防災課に提出してください。
対象となる方	●災害により他市町村から盛岡市内に避難されている方
お問い合わせ	総務部消防防災課 (〒020-0023 盛岡市内丸 8 番 5 号 盛岡中央消防署内) (直通電話 019-626-7404)

避難されている皆様へのお願い

全国の市町村で
平成23年4月25日
までに
受付開始(※)

- ① 避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
 - ② 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。
- ※ 受付開始時期など詳しくは、避難先の市町村へお問い合わせください。

【全国避難者情報システム】



制度の名称	被災地に関する行政情報について
支援の種類	支援
支援の内容	●災害地において実施している支援制度や事務手続き等について、市で得ている情報等をお知らせします。
その他	●直接、災害関係自治体等へ問い合わせる際は、下記一覧表をご参照ください。
お問い合わせ	災害対策本部復興推進部被災者サポートチーム（内線 3927）

【被災関係自治体等問い合わせ一覧】

名称	連絡先	名称	連絡先
岩手県災害対策本部	019-629-5151	岩手県行方不明者 相談ダイヤル	0120-801471
岩手県災害総合窓口	019-629-6911	岩手県社会福祉 協議会	019-637-4466
久慈市	0194-52-2111	宮古市	0193-62-2111
釜石市	0193-22-2111	大船渡市	0192-27-3111
陸前高田市	0192-59-2111	洋野町	0194-65-2111
野田村	0194-78-2111	普代村	0194-35-2111
田野畑村	0194-34-2111	岩泉町	0194-22-2111
山田町	0193-82-3111	大槌町	0193-42-2111
宮城県災害対策本部	022-211-3361	福島県災害対策本部	024-521-2101

【岩手県相談窓口一覧】※岩手県ホームページより

区分	ご相談内容	窓口	電話番号
★住まいに関するご相談			
	被災者向けの住宅対策(住まいのホットライン) ・応急仮設住宅 ・県営住宅 ・民間賃貸住宅 ・被災住宅の応急修理・再建 ・その他(市町村営住宅・雇用促進住宅など)	建築住宅課	0120-882-606
	被災建築物の応急危険度判定	建築住宅課	019-629-5937
	被災住宅の点検・相談	(社)岩手県建築士会 (社)岩手県建築士事務所協会	019-654-5777 019-651-0781
	災害復興住宅融資	住宅金融支援機構	0120-086-353
★生活に関するご相談			
	被災者支援に関する各種制度(内閣府資料)		
	生活福祉資金	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	019-637-4496
	被災者生活再建支援制度(支援金等)	復興局生活再建課	019-629-6936
	災害義援金	復興局生活再建課	019-629-6926
	母子寡婦福祉資金	盛岡広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター 一関保健福祉環境センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター 大船渡保健福祉環境センター 県北広域振興局保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センター	019-629-6565 0197-22-2831 0198-22-4921 0191-26-1415 0193-25-2702 0193-64-2218 0192-27-9913 0194-53-4987 0195-23-9202
	生活保護	地域福祉課	019-629-5425
	災害ボランティアをしたい場合	岩手県災害ボランティアセンター(岩手県社会福祉協議会)	019-637-7594
	各市町村の災害ボランティアセンター(ボランティア派遣依頼の場合も対応)	各市町村ボランティアセンター(社会福祉協議会)	
	労災保険・雇用保険	岩手労働局	0120-948-977 又は0120-980-783
	労災保険・雇用保険・社会保険・健康保険	岩手県社会保険労務士会	0800-800-5675
★医療・福祉に関するご相談			
	医療相談	医療推進課 県民医療相談センター	019-629-5427 019-629-9620
	いわて医療情報ネットワーク	医療推進課(医療機関情報) 健康国保課(薬局情報)	019-629-5487 019-629-5467
	感染症予防のポイント	医療推進課	019-629-5472
	医療機関での受診・窓口負担	東北厚生局岩手事務所	019-907-9070
	児童に関する相談	岩手県福祉総合相談センター 岩手県一関児童相談所 岩手県宮古児童相談所	019-629-9604 0191-21-0560 0193-62-4059
	女性に関する相談 身体障がい・知的障がいに関する相談	岩手県福祉総合相談センター	019-629-9600
	女性の悩み全般	岩手県男女共同参画センター	019-606-1762
	介護、高齢者福祉全般	長寿社会課	019-629-5435
	高齢者の心配毎・悩み毎相談	岩手県高齢者総合支援センター	0120-848-584
	心の健康相談(精神障がいに関する相談、災害時ストレス健康相談窓口)	岩手県精神保健福祉センター	019-629-9617
	難病相談	岩手県難病相談・支援センター	019-614-0711

★教育に関する相談		
学校や教育についての相談(「ふれあい電話」相談)	岩手県立総合教育センター	0198-27-2331
子育てについての悩み相談	岩手県立生涯学習推進センター	0198-27-2134
東日本大震災における被災児童・生徒等の支援に関するポータルサイト	文部科学省	080-2071-1688 又は080-2071-1689
県立高等学校の授業料等の免除	教育企画室	019-629-6111
高校生への奨学金	(財)岩手育英奨学会	019-623-2050
いじめ相談電話	学校教育室	019-623-7830
高校生の転学に関する相談	学校教育室	019-629-6140 又は019-629-6141
★税金に関する相談		
国税	最寄りの税務署	
県税(けんぜい・ねっと)	最寄りの広域振興局県税部、県税センター、県税室	019-629-5144
市町村税	各市町村	
★仕事に関する相談		
求職活動、労働相談窓口、各種助成金	最寄りのハローワーク	
★労働相談		
事業所の雇用維持、雇用保険の支給、賃金・解雇等労働条件、労災保険給付、未払賃金の立替払い、労働保険料の申告・納付、雇用促進住宅の入居等	総合労働相談コーナー 被災者サポートダイヤル 岩手労働局総務部企画室	0120-980-783 0120-948-977 019-604-3002
★経営再建に関する相談		
中小企業者への資金繰り等支援	経営支援課	019-629-5541
農業経営再建等相談窓口	盛岡広域振興局農政部 県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 遠野農林振興センター 一関農林振興センター 沿岸広域振興局 農林部 宮古農林振興センター 大船渡農林振興センター 県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター 農業振興課	019-629-6597 0197-22-2841 0198-22-4931 0198-62-9932 0191-26-1413 0193-25-2704 0193-64-2214 0192-27-9914 0194-53-4983 0195-23-9203 019-629-5641
被災農地・農業用施設の復旧に関する相談	各市町村、各土地改良区、沿岸広域振興局農林振興センター等	
水産業再建等相談窓口	沿岸広域振興局水産部(釜石本局) 同 大船渡水産振興センター 同 宮古水産振興センター 県北広域振興局水産部	0193-25-2706 0192-27-9915 0193-64-2216 0194-53-4985
さんりく産業復興ネット 経営相談等窓口	沿岸広域振興局経営企画部産業振興課 (財)いわて産業振興センター	0193-25-2701 019-631-3822
★がれき撤去に関する相談		
がれきの撤去(被災車両・家屋の解体等含む)	釜石市(がれき撤去に係る電話相談窓口) 大槌町(地域整備課) 宮古市(道路管理課) 山田町(建設課) 大船渡市(建設課) 陸前高田市(建設課)	090-8791-0899 0193-42-8719 0193-62-2111 0193-82-3111 0192-27-3111 0192-59-2111

制度の名称	災害義援金の受付
支援の種類	その他
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に関する市への災害義援金の受付を行っています。お預かりした義援金は、盛岡市内外の被災者の支援のために使わせていただきます。 ●受付窓口 <ul style="list-style-type: none"> ①会計課（市役所本庁舎2階） ②都南総合支所地域支援係（都南総合支所1階） ③玉山総合事務所総務課（玉山総合事務所2階） ●受付講座 <ul style="list-style-type: none"> 【金融機関】 岩手銀行 盛岡市役所出張所 【口座番号】 普通預金 2014584 【口座名義】 東北地方太平洋沖地震盛岡市義援金口 （カナ）：トウホクチホウタイハイヨウオキジシンモリオカシギエンキングチ
お問い合わせ	会計課（内線 2217～2219）

制度の名称	被災関係相談
支援の種類	その他
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者及びその関係者に対する各種支援制度の紹介や困りごとなどの相談に応じるほか、関係課、関係機関などを紹介しています。 ●相談は本庁舎1階の市民ホールで、平日の午前8時30分から午後5時30分まで受け付けています。
対象となる方	●被災者及びその関係者
お問い合わせ	市民部市民活動推進課（内線 2112～2117）